



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第50号)

配信日 平成24年10月11日

「医療費の還付金があります」と偽る還付金詐欺にご注意！

<事例1>

Aさん宅に「市役所からです」と言って電話があり、「医療費の過払いを請求するよう通知を出しており、今日がその締切日だが提出がない」と言われた。5年分で約3万7千800円だと言う。Aさんが自分から市役所に電話するというと、「市役所は今混んでいて忙しいから」と言われ、フリーダイヤルを案内された。不審に思い市役所に確認すると、市役所ではフリーダイヤルは使っていないことが分かった。

<事例2>

Bさん宅に市役所からという電話があり、5年分の医療費の還付金(約3万7千円)の期限が今日であり、急いで手続きが必要のため、コンビニのATMへ行ってそこから電話するように言われた。また、コンビニ店員は銀行員ではないので何を聞かれても気にしないようにとも言われた。Bさんはそこで言われるままにATM操作を行い、約70万円を言われた口座に振込んでしまった。

(いずれも70代女性)

<消費者センターからのアドバイス>

- 市役所や社会保険事務所と偽り、「医療費や年金の還付に必要な手続き」と言って、ATMから相手の口座に振込ませるのが還付金詐欺で、コンビニATMを指示する新手です。
- 「今日中」「1時間以内」などと手続きをせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。
- 事例1では、教えられたフリーダイヤルに電話をすると、ATMで相手に振込みをするような手続きを誘導された可能性があります。
- 電話や郵便物で、「還付の手続きのため」と言われても、言われるままにATMで振込みの操作をしてはいけません。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)